

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第53号	<p>件名：熊本市老人福祉センター条例の一部改正について</p> <hr/> <p>< 改正理由 > 城南老人福祉センターの移転に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>< 改正内容 > 城南老人福祉センターの所在地の変更 南区城南町宮地976番地 南区城南町宮地1050番地</p> <p>< 施行日 > 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第96号	<p>件名：熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの。</p> <p><改正内容> 本市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、担当職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第98号	<p>件名：熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第99号	<p>件名：熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第100号	<p>件名：熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第101号	<p>件名：熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第102号	<p>件名：熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第103号	<p>件名：熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第104号	<p>件名：熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第105号	<p>件名：熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、入院患者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第106号	<p>件名：熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第107号	<p>件名：熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第108号	<p>件名：熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護支援専門員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) 利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

【条例案件】

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第109号	<p>件名：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 省令の主な改正内容 (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他</p> <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 110 号	<p>件名：熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第111号	<p>件名：熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 省令の主な改正内容 (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他</p> <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 112 号	<p>件名：熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 113 号	<p>件名：熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第114号	<p>件名：熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 115 号	<p>件名：熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の福祉ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第116号	<p>件名：熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。</p> <p>省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 117 号	<p>件名：熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 本市の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 省令の主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症等の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2) 児童発達支援センターの職員のうち半数以上を児童指導員又は保育士とすること。 (3) その他 <p><施行日> 令和3年(2021年)4月1日</p>